

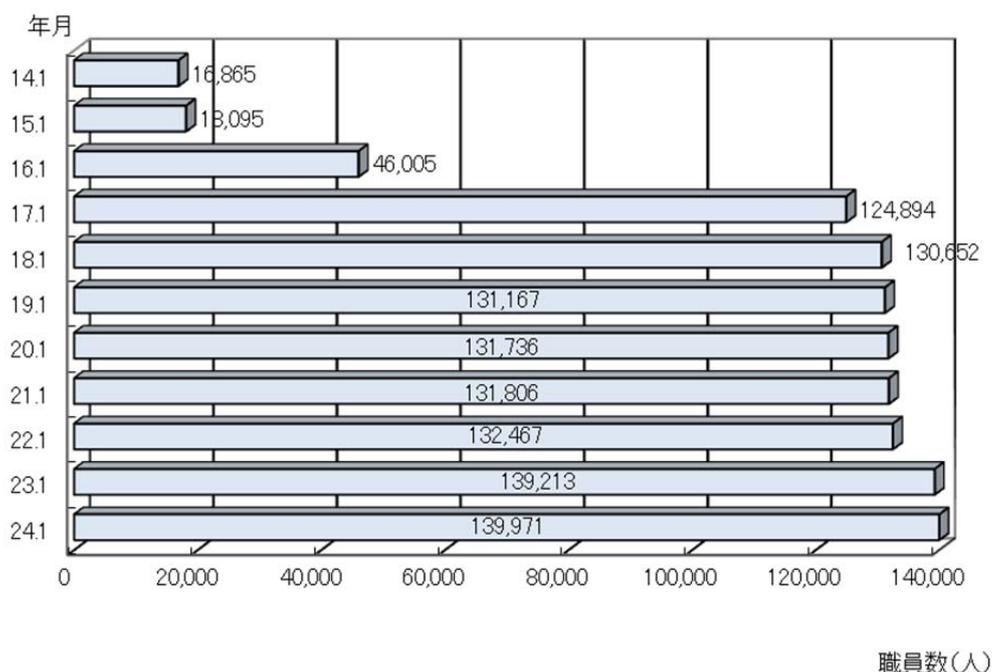
第3節 役職員の状況

1 職員の状況

(1) 職員数の状況

平成24年1月1日現在における独立行政法人の常勤職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)は計139,971人となっており、23年1月1日現在の139,213人に比べ758人増加している(図表7参照)。その要因としては、医療の質・安全の確保の観点による医療及び看護師の増加による国立病院機構の1,397人の増加等となっている。(資料4「独立行政法人の常勤職員数の推移」参照)。

図表7. 独立行政法人の常勤職員数の推移

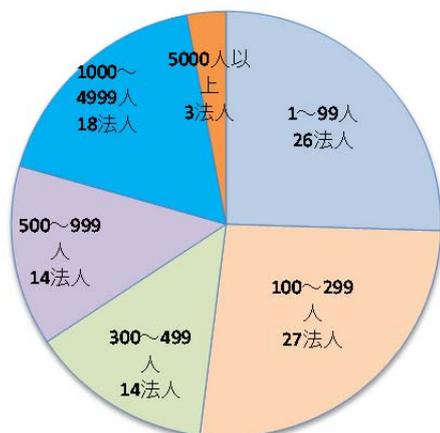


(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(2) 独立行政法人の職員規模

平成24年1月1日現在における独立行政法人102法人について、常勤職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)の規模別にみると、職員数100人未満の法人が26法人、100人以上300人未満の法人が27法人あり、300人未満の法人は合計で53法人となり全体の52%を占めている(図表8参照)。

図表8. 独立行政法人の常勤職員規模別法人数(平成24年1月1日現在)



(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(3) 職員の給与水準

独立行政法人制度は、各法人が自律的に業務運営を行うことを基本としていることから、職員の給与については、通則法に基づき、各法人が定めることとなっている(図表9参照)。

図表9. 通則法が定める独立行政法人の職員給与等に関する考慮事項

	特定独立行政法人 (通則法第57条第1項及び第3項)	非特定独立行政法人 (通則法第63条第1項及び第3項)
給与	<ul style="list-style-type: none"> 職務の内容と責任 職員が発揮した能率 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の勤務成績
給与の支給基準	<ul style="list-style-type: none"> 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員の給与 民間企業の従業員の給与 当該特定独立行政法人の業務の実績 中期計画に係る通則法第30条第2項第3号の人件費の見積り その他の事情 	<ul style="list-style-type: none"> 当該独立行政法人の業務の実績 社会一般の情勢

また、法人運営の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たしていく観点から、法人の役職員の給与等の支給基準を公表することとされ、平成23年度分については、各主務大臣及び各法人がホームページにおいて公表するとともに、総務省行政管理局において当該公表内容を取りまとめたものを24年9月7日に公表している。

それによれば、各法人の常勤職員について、平成23年度の対国家公務員指数(年齢勘案)は、平均で事務・技術職員が105.7、研究職員が100.2、病院医師が109.7、病院看護師が102.3となっている(図表10及び資料5-1「職員の給与水準」参照)。

図表 10. 職員の給与水準

○独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表(抜粋)

(1)職員の給与水準

事務・技術職員の対国家公務員指数は、年齢勘案で前年度比 0.2 ポイント増加、年齢・地域・学歴勘案で前年度比 0.1 ポイント増加。

これは、対国家公務員指数の算出基礎となる年間給与額について、国は給与改定臨時特例法により 24 年 6 月に調整される 23 年度分の引下げ(年間平均▲0.23%)を反映させて算出している一方、法人は 23 年度分の支給実績から算出していることによる影響と考えられる。

	平均年間給与 (単位:千円)	対国家公務員指数 (年齢勘案)			対国家公務員指数 (年齢・地域・学歴勘案)		
		平成 23 年度	22 年度	23 年度	対前年度差	22 年度	23 年度
事務・技術職員	6,926	105.5	105.7	0.2	103.9	104.0	0.1
研究職員	8,866	100.4	100.2	▲0.2	103.8	104.5	0.7
病院医師	13,688	110.2	109.7	▲0.5	109.2	109.0	▲0.2
病院看護師	4,927	101.2	102.3	1.1	100.0	101.2	1.2

また、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、主務大臣が、法人による給与水準の適正化に関する取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証することとされている。

この検証の結果、おおむね適正とされている法人もある一方、更なる改善に抜本的に取り組む必要がある、一層の給与水準の見直しについて十分な検討を求めるなどとされた法人もあった。

(注)独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表(平成 24 年 9 月 7 日総務省行政管理局)による。

(参考)

「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成 14 年 10 月 18 日特殊法人等改革推進本部決定)(概要)

法人の役職員の給与等の水準についても、主務大臣が国家公務員及び他の法人と比較ができる形で分かりやすく公表する

「独立行政法人の役員報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成 15 年 9 月 9 日策定、20 年 3 月 18 日最終改定)(概要)

- ① 役員報酬等の支給状況、
 - ② 職員給与の支給状況等(雇用形態別・職種別・年齢別の分布状況等)と給与水準の国家公務員との比較、
 - ③ 総人件費(給与、報酬等支給総額等)
- などについて、各主務大臣及び各法人が徹底的な情報開示を行う

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 22 年 11 月 1 日閣議決定)(抄)

独立行政法人の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準も十分考慮して給与水準を厳しく見直すよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。今後進める独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、独立行政法人の総人件費についても厳しく見直すこととする。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)(抄)

- 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 22 年 11 月 1 日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。
- 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
 - ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。
 - イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。
 - ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。
- 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
- 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成 23 年 6 月 3 日閣議決定)(抄)

- 独立行政法人(総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第 4 条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。)の役職員の給与については、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。

「公務員の給与と改定に関する取扱いについて」(平成 23 年 10 月 28 日閣議決定)(抄)

- 独立行政法人(総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第 4 条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)の役職員の給与については、「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成 23 年 6 月 3 日閣議決定)に沿って、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。また、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握するとともに、独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。
- 今後進める独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、独立行政法人の総人件費についても厳しく見直すこととする。

2 役員の状況

(1) 役員数

独立行政法人の役員については、法人の長 1 人及び監事を置くことが義務付けられるとともに、必要に応じて他の役員(以下「理事等」という。)を置くことができることとされている(通則法第 18 条第 1 項及び第 2 項)。

なお、法人の長の名称、理事等の名称及び定数、監事の定数は、個別法で定めることとしている(通則法第 18 条第 3 項)。

ア 役員規模別法人数の状況

平成 24 年 1 月 1 日現在における独立行政法人 102 法人において実際に任命されている役員の数をみると、法人の長 101 人、理事等 342 人、監事 209 人であり、役員数の規模別にみると、法人の長及び理事各 1 人の法人が 25 法人(24.5%)あり、最も多くなっている(図表 11 参照)。法人の長及び理事等の数が最も多い法人は、国立病院機構の 15 人(理事長及び副理事長各 1 人、理事 13 人)となっており、当該法人は、職員数も最多となっている。

また、法人の長及び理事等の数が最も少ない法人は、航空大学校(理事長 1 人のみ)であるが、航空大学校については個別法上、別に理事 1 人を置くことができることとされている(資料 6「独立行政法人の役員の状況」参照)。なお、監事の数、農業・食品産業技術総合研究機構、中小企業基盤整備機構等においては 3 人であるが、その他の法人においては 2 人となっている。

図表 11. 法人の長及び理事等の数の合計別に見た独立行政法人の状況(平成 24 年 1 月 1 日現在)

法人の長及び理事等の合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
法人数	1	25	23	21	6	8	6	4	2	3	0	2	0	0	1	102

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

さらに、これら 102 法人の役員について勤務形態における常勤・非常勤の内訳をみると、法人の長については全員が常勤、理事等については 342 人のうち非常勤が 40 人(12%)、監事については 209 人のうち非常勤が 118 人(56.5%)となっている。

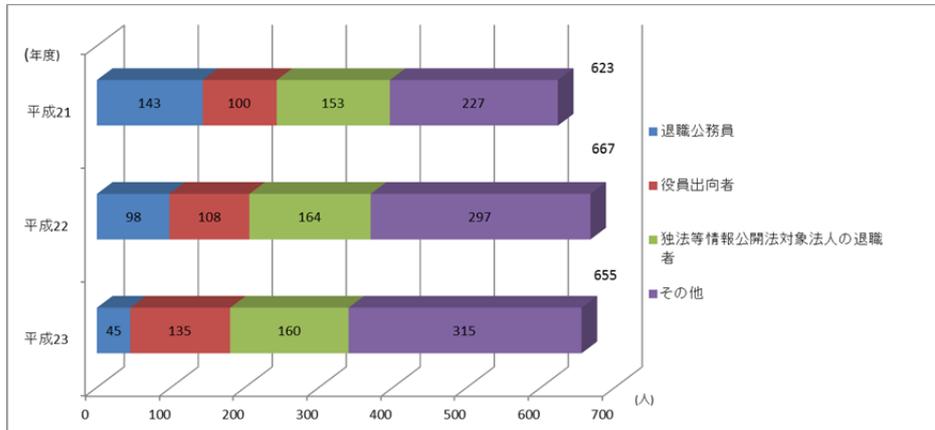
イ 役員に占める退職公務員等の状況

役員については、「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)等に基づき、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の役員への就任状況が公表されている。

平成 23 年度については、各独立行政法人等が平成 23 年 10 月 1 日現在の状況について公表しており、同日現在の独立行政法人(103 法人)の役員就任の形態別状況をみると、役員 655 人

(非常勤を含む。)のうち退職公務員が就任している者が 45(6.9%)人、国から出向している者が 135 人(20.6%)、独立行政法人等の退職者が就任している者が 160 人(24.4%)となっている(図表 12 及び資料7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照)。

図表 12. 役員に占める退職公務員等の状況(平成 23 年 10 月 1 日現在)



- (注) 1 「平成 23 年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」(平成 23 年 12 月 22 日総務省及び内閣官房)等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者(①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。))又は④国からの役員出向者を除く。)をいう。
- 3 「国からの役員出向者」とは、国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき、公表対象法人の役員となるために退職をし、かつ、引き続き当該法人の役員として在職する者をいう。
- 4 「独法等情報公開法対象法人の退職者」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)の対象法人の退職者(当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者)をいい、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の当該法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いた者を含む。

同様に、平成 23 年 10 月 1 日現在の独立行政法人 103 法人の子会社等の役員への退職公務員等の就任状況をみると、退職公務員又は独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数は 80 法人、役員 763 人のうち退職公務員から就任している者が 68 人、独法等情報公開法の対象法人の役員における当該法人の退職者から就任している者が 172 人となっている。(図表 13 及び資料7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照)。

図表 13. 独立行政法人の子会社への退職公務員

(単位:法人、人)

年度	退職公務員・独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数	役員数	うち退職公務員数	
			うち退職公務員数	うち当該法人の退職者数
平成 21	104	1,219	144	246[44]
平成 22	92	966	103	189[19]
平成 23	80	763	68	172[16]

- (注) 1 「平成 23 年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」(平成 23 年 12 月 22 日総務省及び内閣官房)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 「子会社等」とは、子会社(他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している場合における当該他の会社等をいう。法人及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、法人の子会社とみなす。)及び一定規模以上の委託先(売上高に占める法人の発注に係る額が 3 分の 2 以上である委託先)をいう。
- 3 「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者(①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。))又は④国からの役員出向者を除く。)をいう。
- 4 退職公務員が法人役職員に就任し退職した後子会社等の役員に就任した場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者数」の欄に [] 内書きで計上している。

(2) 役員の報酬の状況

独立行政法人の役員の報酬については、各法人において支給の基準を定めることとされており(通則法第 52 条第 2 項及び第 62 条)、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされ(通則法第 52 条第 3 項及び第 62 条)、職員の給与水準と同様に主務大臣及び各法人が国家公務員及び他の法人と比較できる形で公表することとされている。

総務省行政管理局は、平成 24 年 9 月 7 日に、23 年度における独立行政法人の役員の報酬等の水準について、職員の給与水準と併せて取りまとめの上、公表している。これによると、各法人の常勤役員の報酬の合計額はそれぞれ法人の長が 18 億 1,238 万円、理事が 45 億 9,648 万円、監事が 11 億 9,673 万円となっている(資料 5-3「役員報酬の支給状況」参照)。

なお、各法人の役員報酬の業績反映の方法や改定状況については、各主務大臣及び各法人が公表している。

(3) 役員の退職手当の状況

独立行政法人の役員の退職手当についても、報酬と同様に、通則法第 52 条及び第 62 条により、各法人において支給の基準を定めることとされており、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされている。

一方、独立行政法人等の役員が高額の退職金を得ることについて批判があったことから、役員の退職金を国家公務員並みに引き下げた上で業績を反映した仕組みとなるよう、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成 15 年 12 月 19 日閣議決定)において、平成 16 年以降の在職期間については、1 月につき俸給月額 100 分の 12.5 を基準とし、これに府省評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請された(図表 14 参照)。

図表 14. 独立行政法人の役員の退職手当に関する閣議決定

- | |
|--|
| <p>○ 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成 15 年 12 月 19 日閣議決定)(抜粋)</p> <p>1 独立行政法人</p> <p>(1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成 16 年以降の在職期間については、1 月につき俸給月額 12.5/100 を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。</p> <p>(2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。</p> <p>独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。</p> <p>(3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 15 年 9 月 16 日閣議決定)の 4 に基づき、決定に至った事由とともに公表する。</p> <p>○ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 23 年 10 月 28 日閣議決定)(概要)</p> <p>3(3) 独立行政法人の役職員の給与については、「国家公務員の給与減額支給措置について」に沿って、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。また、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握するとともに、独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。</p> |
|--|

これを受けて、各法人は、いずれも上記の閣議決定の趣旨を踏まえた役員の退職手当に関する規程の改正・制定を行っており、役員の退職手当の業績勘案率に関する規定についてはすべての法人において、府省評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定することとしている。

また、上記の閣議決定「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」においては、役員の退職手当の業績勘案率の決定に当たって、府省評価委員会は、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することとされ、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、必要な場合、府省評価委員会に対して意見を述べるができることとされている。

これを受けて、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の独立行政法人評価分科会は平成16年7月23日、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を決定した。この中で、役員退職金に係る府省評価委員会からの業績勘案率の通知に対し意見を述べる際の分科会の検討に当たっては、①業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みとするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とする、②府省評価委員会からの通知が1.0を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本とすることとしている。

また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会は、平成21年3月30日には、それまでの500余件の事例の審議における意見等を踏まえて、業績勘案率に関する考え方や検討の手順を改めて確認し、より実務に役立つように、上述の「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」の補足説明等として取りまとめ、各府省評価委員会に通知している。(資料8-1「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明」及び資料8-2「業績勘案率に係る基本的なチェックの手順」参照)。

業績勘案率の決定によって退職手当支給額の全額が確定し、平成23年度中にその支払いを受けた常勤役員は、法人の長が12人、理事が48人、監事(常勤)が22人の計82人で、その支給総額は、法人の長が9,514万円、理事が2億1,022万円、監事が7,687万円となっている(図表15及び資料5-4「役員の退職手当の支給状況」参照)。

図表 15. 常勤役員の退職手当の支給状況(平成23年度)

	法人の長	理 事	監 事
退 職 常 勤 役 員 の 人 数	12人	48人	22人
退 職 手 当 (確 定 額) の 支 給 総 額	9,514万円	21,022万円	7,687万円

(注)1 「独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表」(平成24年9月7日総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 「理事」には副理事長等を含む。

3 総人件費の状況

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づき、各法人は、平成18年度以降5年間で5%以上の人件費の削減を基本として取り組んできた。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、「人件費改革を2011年度まで継続する」とされている。

各法人は、人件費又は人員の削減のいずれかを選択して取組を行っており、これまでの取組をみると、基準となる平成17年度実績に比して、人件費の削減を行う78法人(医療の質・安全の確保の観点等による医師及び看護師の増により人件費が増加している病院関係8法人を除く。)においては▲10.5%減少、人員数の削減を行う16法人においては▲13.9%減少となった(資料5-5「総人件費改革の取組」参照)。